

2024.5.16

富山県子育て支援・少子化対策県民会議
第1回基本計画策定部会

【特別講義】

こどもまんなか実行計画の策定に向けて 主要論点の整理

倉石哲也
武庫川女子大学



こどもまん中実行計画の策定に向けて

1. こども基本法の中核理念
2. こどもの意見を聞き取る仕組みづくり
3. こども・子育て支援の方向性



こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

【説明資料】



こどもまんなか
こども家庭庁



こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討



第2回こども政策推進会議・第10回全世代型社会保障構築本部 合同会議（12月22日）

<岸田総理大臣発言>

- 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。
- 「こども大綱」においては、
 - ・ こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
 - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示しました。
- これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。
- 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示しました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。
- 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。
- このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。
- これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。
- こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。



「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- ・こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

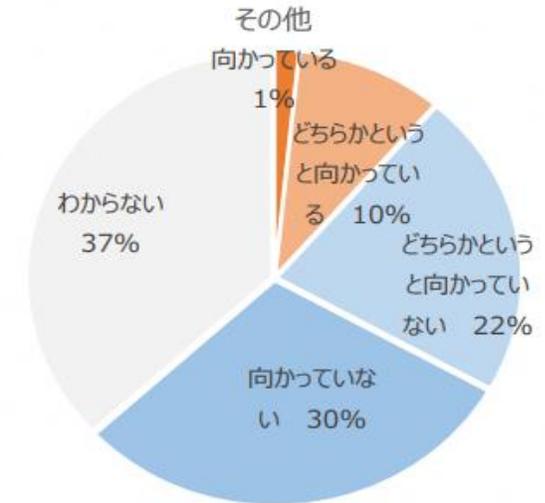
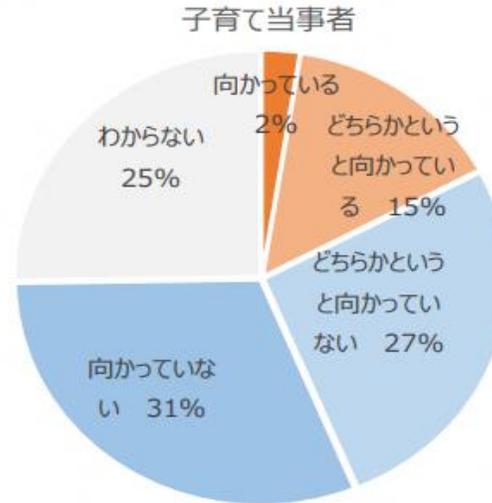
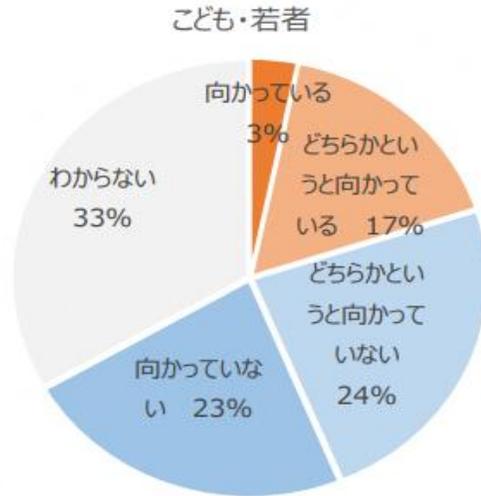
令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

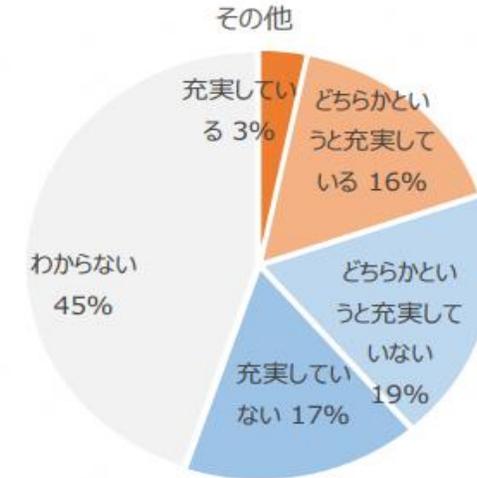
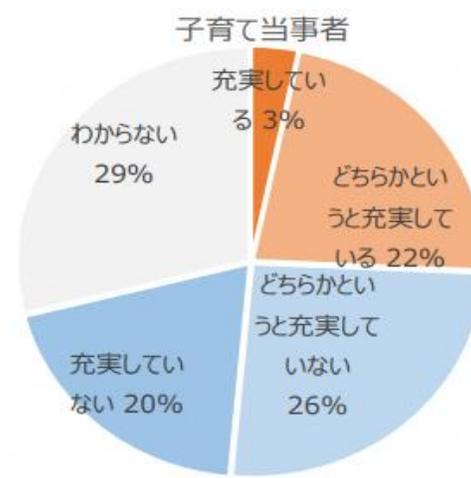
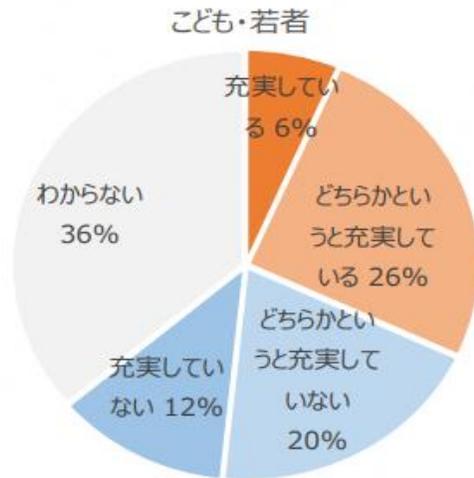
かとう あゆこ
加藤 鮎子



1. 今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思いますか？



2. 基本的な方針についてどう思いますか？



回答者数：11,853名（16～49歳）

注釈）こども・若者：10～20代の回答者、子育て当事者：子どもがいる回答者（※こども・若者と重複あり）、一般：全体から、こども・若者、子育て当事者をのぞく回答者



| | 動画 | チラシ | 冊子(概要版・詳細版) |
|------------------------------------|----|-----|-------------|
| <p>(小学校低学年・中学年向け) もっとやさしい版</p> | | | |
| <p>(小学校高学年以上向け) やさしい版</p> | | | |
| <p>子育て当事者向け</p> | | | |

周知方法の検討

- ◆保育・教育等施設
- ◆学校等教育施設
- ◆子どもの居場所等

キャプション

詳しくはこども家庭庁HP(こども大綱の推進)のページをご覧ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>



こどもの意見を聞き取る仕組みづくり

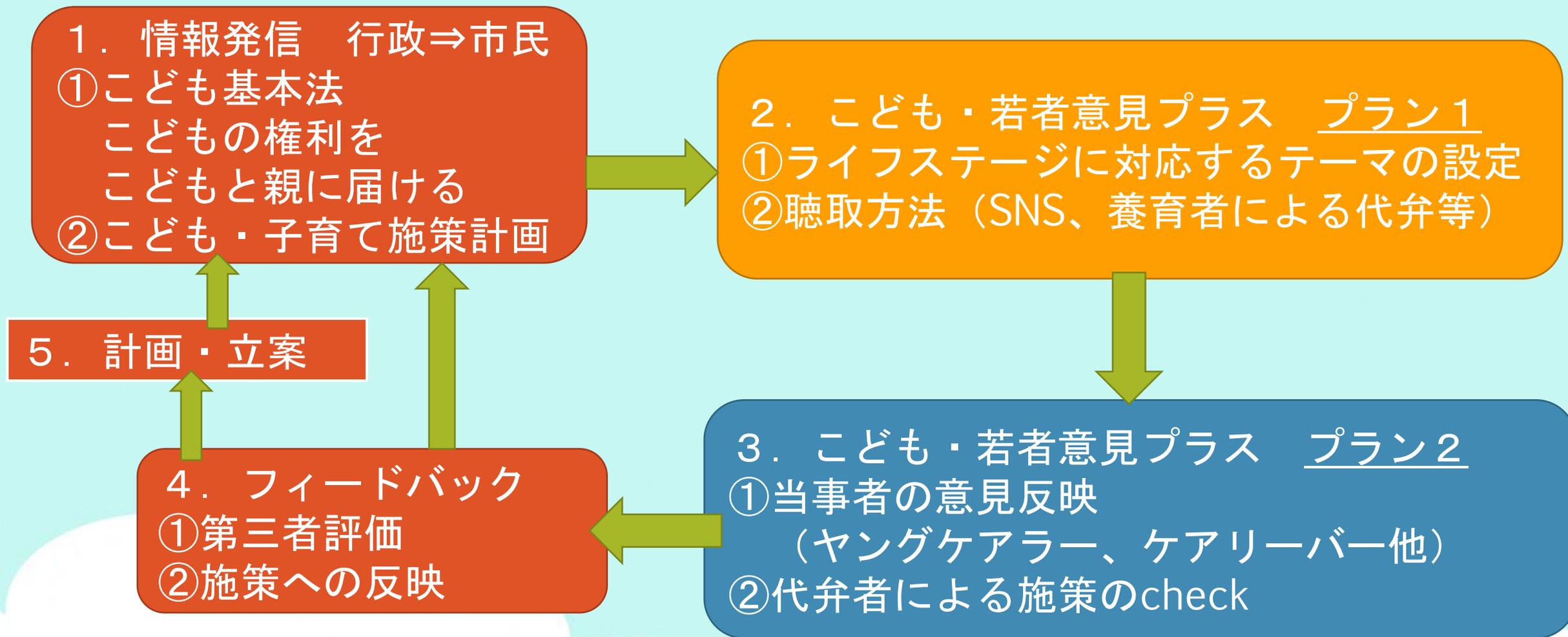
「すべてのこどもは、あらゆる差別を受けない権利を持っていること」
(差別の禁止)

「こどもに関することを決める場合、まず第一に、
子どもにとって一番良いことを基準としなければいけないこと」
(こどもの最善の利益)

「すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利を持っていること」
(生命・生存・発達の権利)

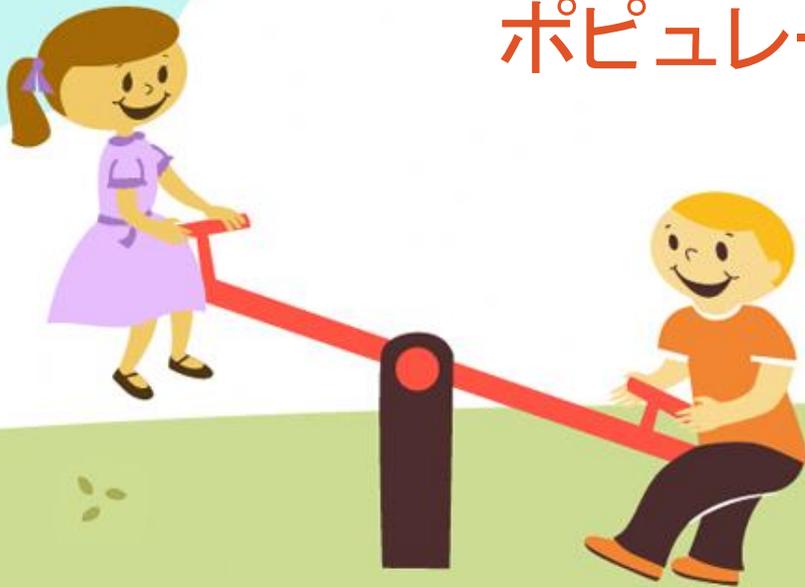
「すべてのこどもは、自分に影響を与えることについて、
自分の意見を表し、その意見が重視される権利を持っていること」
(意見表明権)

意見を聞き取る仕組みとサイクル



これからのこども・子育て支援の方向性

ポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチ



子ども・子育て支援の方向性

ポピュレーション・アプローチ

予防(教育)型支援

- 母子保健(前・子育て世代包括支援)
- 保育(教育)事業
- 地域子育て相談機関
- 一時預かり事業(拡大)
- 出産子育て応援交付金-伴走型支援
- 誰でも通園制度
- 児童育成支援拠点事業(居場所)

ハイリスク・アプローチ

対応(介入)型支援

- こども家庭センター/サポートプラン
- 子育て世帯訪問支援事業
- 親子関係形成支援事業(再構築)
- 子育て短期支援事業
- 要支援家庭の一時預かり事業
- 要支援家庭の誰でも通園制度



「ポピュレーション」と「ハイリスク」の関係

- ・ **全ての子育て家庭を対象**
- ・ 妊娠期からの早期支援
- ・ 母子保健、家庭教育
- ・ 地域における子育て支援
- ・ 支援（資源）の開発

ポピュレーション・
アプローチ

こども家庭センター
地域子育て相談機関

- ・ 情報の共有
- ・ アセスメント
- ・ 養育課題の共有
- ・ サポートプラン

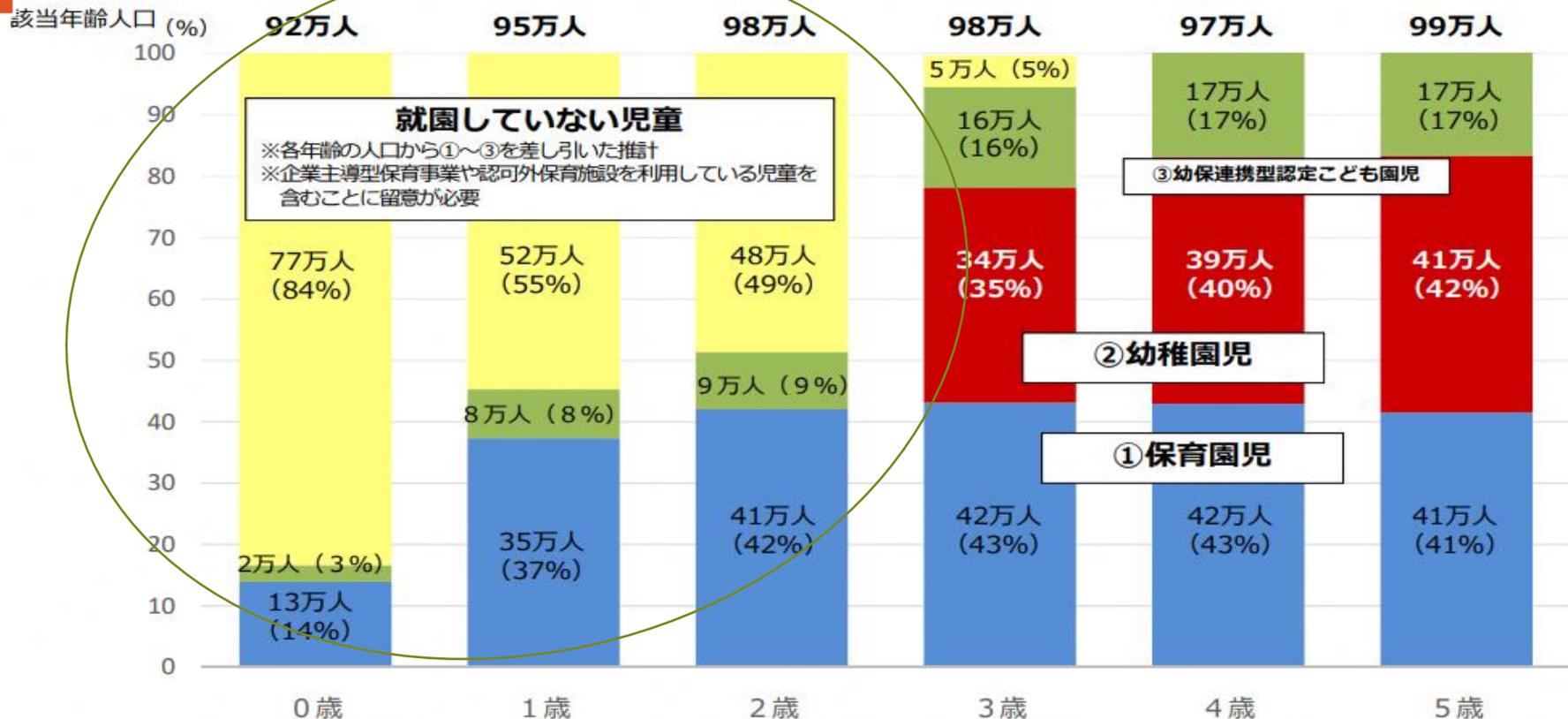
- ・ **要支援・要保護家庭を対象**
- ・ こどもの権利擁護
- ・ 虐待防止
- ・ 各種支援サービスへのつなぎ
- ・ こども・子育て環境の整備

ハイリスク・
アプローチ



保育の拡充
 ・一時預かり
 ・誰でも通園

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合(令和元年度)



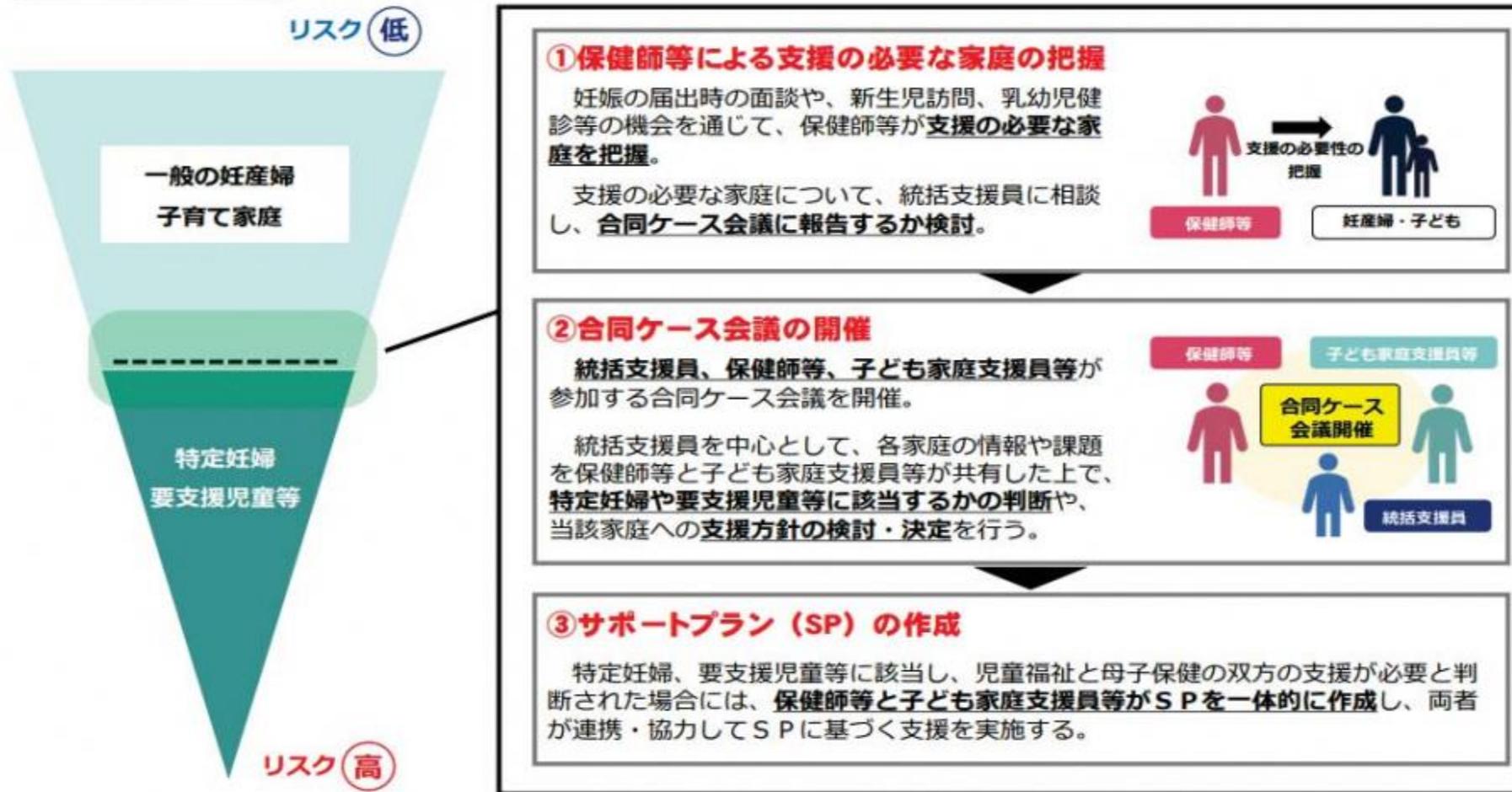
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(令和元年10月1日現在)より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」(確定値、令和元年5月1日現在)より。
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方数量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、0~5歳それぞれについて、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入及び各調査の時点の関係により、合計が合わない場合がある。



ポピュレーション と ハイリスク サポートプラン

連携・協力のフロー（イメージ）

- 児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な妊産婦・子どもに対する**保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のフロー（イメージ）**は以下のとおり。



※なお、（1）乳幼児健診後の精密検査の受診支援など、母子保健の観点のみから支援が必要な場合や、（2）要支援児童等のうち非行少年など児童福祉の観点のみから支援が必要な場合は、上記フローによらず、（1）は保健師等が中心となって、（2）は子ども家庭支援員等が中心となって、SPを作成する。



- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不十分な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

拡充

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

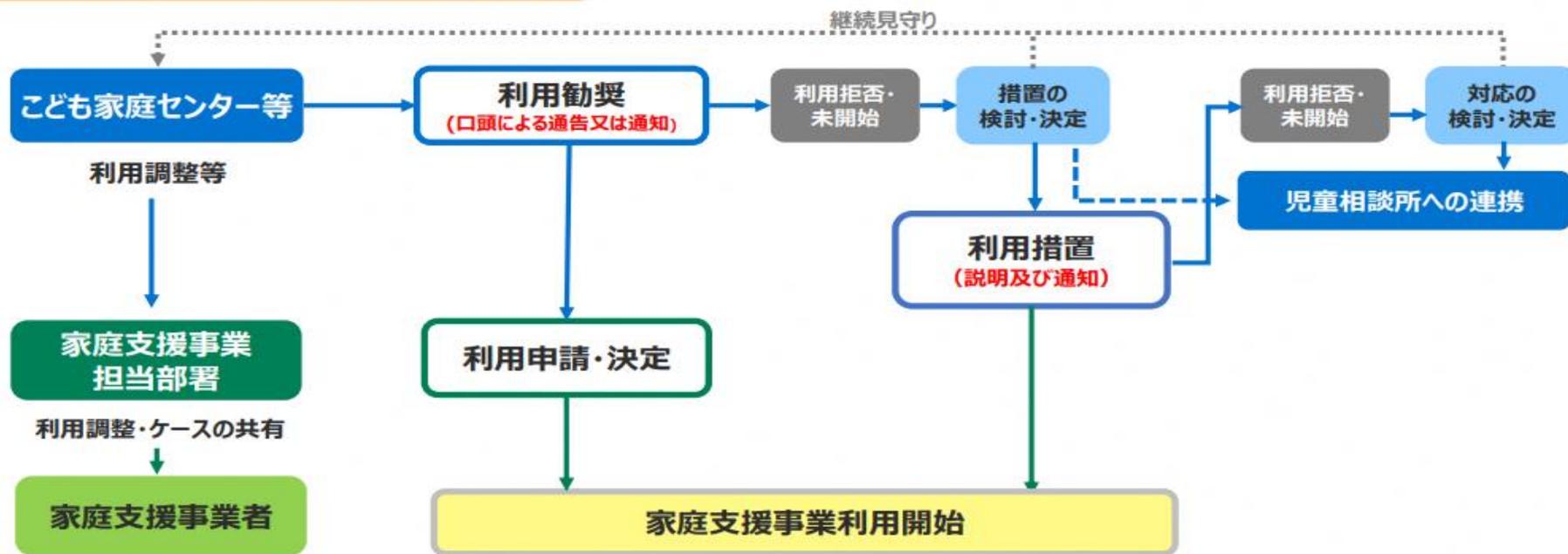
地域子ども・子育て
支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当



市町村は、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童を含め、家庭支援事業（第21条の18に位置付けられる子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業をいう。以下同じ。）の**利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならないが、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる。**なお、ここでいう勧奨は児童福祉法第21条の18第1項に基づき上記要件に該当する対象者に限って実施されるものを指し、窓口等での事業利用を促す通常の利用勧奨は含まれないことに留意すること。

利用勧奨・措置 基本的な流れ（イメージ図）



里親を活用した子育て短期支援事業(ショートステイ)



本物力こそ桑名。

子どもにとって第二の家庭を地域に造る

ポピュレーション・アプローチに還元



利用希望世帯

利用申請



桑名市子ども総合センター

事業委託



児童養護施設等



里親支援専門員等

再委託
委託にかかる支援



里親

- 里親へ再委託の場合は、施設等への委託費は事務費分を上乗せ(保険は施設で加入)
- 桑名市と里親との関係も構築されているため、スムーズに導入できた。



最後に

- 関心の喚起（市民、子ども・若者）
- 当事者の声に耳を傾ける
- 専門職の人材確保と人材養成
- 「居場所」「相談機関」の拡充

